

教育文化会館・市民館・分館課題別連携事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は教育文化会館・市民館・分館（以下「市民館等」という。）が実施する課題別連携事業（以下「連携事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(連携事業)

第2条 連携事業とは、地域における生涯学習の振興に向けて、市民館等が行政の関係部局や地域の関係団体等との連携、協働により実施する事業とする。

(連携)

第3条 連携、協働の対象については、原則として同一区内にある、市関係部署、国、県の関係部署及びその他関係団体等のうち、ともに事業に取り組むことを通してさらに効果的な実施が見込まれる部署、団体等とする。

2 前項のその他関係団体等とは、以下の各号に掲げる団体等とする。

- (1) 社会教育関係団体（各区文化協会、PTA協議会等）
- (2) 市民館等が育成した研究会等の連合体及び社会教育関係ボランティアグループ
- (3) その他適当と認める団体等

3 連携、協働にあたっては、必要に応じて協定を締結するなど、あらかじめ事業の目的、内容、役割分担等を明確にし、相互に確認するものとする。

(実施の決定)

第4条 連携事業実施の決定については、前条第1項各号の団体等との協議により策定した事業計画を基に判断するものとする。ただし、市民館等に係る専門部会の意見を参考にするものとする。

(団体等との連携事業の実施)

第5条 第3条第2項の団体等との連携事業の実施にあたっては、「川崎市協働型事業のルール」に留意する。また、必要に応じて事業の実施委託をすることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。